

5 月定例教育委員会会議録

公開案件

開催日時	令和 6 年 5 月 21 日（火） 午前 10 時から	
開催場所	奈良市役所 中央棟地下 1 階 B 1 会議室	
出席者	委員	北谷教育長、柳澤委員、梅田委員、川村委員、新井委員 【計 5 人出席】
	事務局	小林課長補佐、荒谷
	理事者	【教育委員会】 垣見教育部長、土田教育政策課長、引野教職員課長、松浦文化財課長、原田地域教育課長、牧野学校教育課長、久保田いじめ防止生徒指導課長、高保健給食課長、中口教育支援・相談課長、森西中央図書館長、圓山一条高等学校事務長
開催形態	公開（傍聴者なし）	
議題	1 教育長報告 （1）令和 6 年度 6 月補正予算要求額について 非公開 （2）財産の取得について 非公開 2 議案 議案第 3 号 市長の権限に属する事務の補助執行に係る協議について 議案第 4 号 奈良市文化財保護審議会委員の解嘱及び委嘱について 議案第 5 号 令和 7 年度使用奈良市立高等学校教科用図書選定委員会委員及び研究員の委嘱又は任命について 非公開 議案第 6 号 令和 7 ～10 年度使用奈良市立中学校教科用図書選定委員会委員及び研究員の委嘱又は任命について 非公開 議案第 7 号 奈良市いじめ防止連絡協議会委員の委嘱又は任命について 議案第 8 号 奈良市いじめ対策検討委員会委員の委嘱又は任命について 議案第 9 号 令和 6 年度奈良市教育支援委員会委員及び調査員の解嘱又は解任及び委嘱又は任命について 議案第 10 号 奈良市立図書館協議会委員の委嘱又は任命について	

	3 その他報告事項 (1) 奈良市立中学校におけるいじめ事象について 非公開
決定取り纏め事項	1 教育長報告 (1) 令和6年度6月補正予算要求額については、了承した。 (2) 財産の取得については、了承した。 2 議案 議案第3号 市長の権限に属する事務の補助執行に係る協議については、原案どおり可決した。 議案第4号 奈良市文化財保護審議会委員の解嘱及び委嘱については、原案どおり可決した。 議案第5号 令和7年度使用奈良市立高等学校教科用図書選定委員会委員及び研究員の委嘱又は任命については、原案どおり可決した。 議案第6号 令和7～10年度使用奈良市立中学校教科用図書選定委員会委員及び研究員の委嘱又は任命については、原案どおり可決した。 議案第7号 奈良市いじめ防止連絡協議会委員の委嘱又は任命については、原案どおり可決した。 議案第8号 奈良市いじめ対策検討委員会委員の委嘱又は任命については、原案どおり可決した。 議案第9号 令和6年度奈良市教育支援委員会委員及び調査員の解嘱又は解任及び委嘱又は任命については、原案どおり可決した。 議案第10号 奈良市立図書館協議会委員の委嘱又は任命については、原案どおり可決した。 3 その他報告事項 (1) 奈良市立中学校におけるいじめ事象については、報告を受けた。
担 当 課	教育政策課
議事の内容	
教 育 長	皆さん、お揃いでしょうか。5月定例教育委員会を始めます。 まず、事務局より資料の説明をお願いいたします。
事 務 局	資料については、既にお配りしているとおりでございます。 なお、議案第5号及び議案第6号並びにその他報告事項(1)の資料については、会議終了後、回収させていただきます。

教 育 長	本日の委員会は、委員全員が出席しており委員会は成立します。 ただいまから、５月定例教育委員会を開会いたします。本日の会議録署名委員は、私と川村委員でお願いします。 次に、会議録の確認を行います。４月定例教育委員会の会議録の署名委員は梅田委員です。梅田委員には、５月１４日の教育委員事前説明の場においてご確認いただき、既にご署名をいただいておりますので、ご報告いたします。 それでは本日の案件に入ります。本日の案件は教育長報告２件、議案８件、その他報告事項１件の計１１件でございます。なお、先月使用承認した後援名義は１５件ございましたので、ご報告いたします。 本日の案件のうち、教育長報告（１）及び教育長報告（２）は奈良市情報公開条例第７条第５号、議案第５号及び議案第６号は同条例第７条第６号、その他報告事項（１）は、同条例第７条第２号に当たる事項が含まれているため、非公開として審議すべきであると思いますが、いかがいたしましょうか。
各 委 員	異議なし。
教 育 長	よって、教育長報告（１）及び教育長報告（２）、議案第５号及び議案第６号並びにその他報告事項（１）は、非公開とすることに決定いたしました。なお、議案第５号及び議案第６号並びにその他報告事項（１）は、関係部課長のみでの審議とさせていただきます。 本日の案件に入る前に、前回の４月定例教育委員会の教育長報告（２）「令和７～１０年度使用奈良市立中学校教科用図書採択の基本方針について」に関連する補足事項として、調査研究の観点への文言の加筆と、今後の教科書採択の進め方について、教育委員の皆様とこの場で確認しておきたいと思います。 ４月定例教育委員会にて、中学校の教科用図書採択の基本方針に関わる調査研究の観点として、「５ 使用上の便宜」に関して ICT の活用に関わる文言を追記するようご意見をいただきました。このことを受け、（４）として、「一人一台端末の適切な活用を図ることができるよう配慮されているか」という文章を追記します。 また、一条高等学校附属中学校の教科用図書採択については、基本方針に記載のとおり、市立中学校の教科用図書採択の基本方針を適用して実施します。手順としては、市立中学校の教科用図書として採択された教科書について、一条高等学校附属中学校で使用するに当たって適切であるかどうかという視点で審議し、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第１３条に則り、市立中学校の採択と一条高等学校附属中学校の採択を分けて行うことを確認しておきたいと思います。以上です。 それでは、公開の案件から始めます。議案第３号「市長の権限に属す

	る事務の補助執行に係る協議について」、教育政策課長より説明願います。
教育政策課長	この議案は、昨年度、地域教育課が所管する奈良市青少年野外活動センター及び奈良市黒髪山キャンプフィールドにおいて、使用料金制から利用料金制へと移行したことに伴い、奈良市長より協議があり、市長の権限に属する事務の補助執行の一部を改正するものでございます。 改正内容について、資料3ページの新旧対照表をご覧ください。 「(3) 奈良市青少年野外活動センター条例」ですが、利用料金制への移行に伴い、教育委員会で行う事務について、施設の使用料は利用料金へと改正し、「並びに」以降を追記いたします。 ただし、一部使用料として残るものがございます。センターの敷地内には、自動販売機やN T Tの共架線などが設置されておりますことから、行政財産の使用に関する使用料がございます。そのため、財産の使用料につきましては、括弧内の記載のこれらの用に供する財産の使用料を「含む。」から「限る。」へと改正いたします。 次に4ページ目をご覧ください。奈良市黒髪山キャンプフィールド条例においても、6として項立てし、同様に、教育委員会で行う事務について追記いたします。 説明は以上でございます。
教 育 長	ただいまの件に関しまして、ご意見、ご質問はございませんか。 よろしいでしょうか。それでは、ご意見がないようですので、議案第3号「市長の権限に属する事務の補助執行に係る協議について」、採決いたします。本案を原案どおり可決することに決しまして、ご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
教 育 長	異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案どおり可決することに決定いたしました。 次に、議案第4号「奈良市文化財保護審議会委員の解嘱及び委嘱について」、文化財課長より説明願います。
文化財課長	資料1ページをご覧ください。解嘱しようとする委員につきましては、大林委員でございます。奈良文化財研究所の人事異動その他機構改革等により、職務が変わられました。それに伴って、5月31日をもって委員を辞職したいという届け出が委員から提出されましたので、これを受理し、解嘱しようとするものです。 これに伴いまして、大林委員が所属されていた同じ職務にこの度新しく就かれた鈴木智大様に、同じく専門分野が建造物の委員ということ

	で、委員を委嘱しようとするものでございます。 委員の任期につきましては、委嘱の日から、残任期間である令和6年10月31日までとなっております。 以上でございます。
教 育 長	この件に関しまして、ご意見、ご質問はございませんか。 よろしいでしょうか。それでは、ご意見がないようですので、議案第4号「奈良市文化財保護審議会委員の解嘱及び委嘱について」、採決いたします。本案を原案どおり可決することに決しまして、ご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
教 育 長	異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案どおり可決することに決定いたしました。 次に、議案第7号「奈良市いじめ防止連絡協議会委員の委嘱又は任命について」、いじめ防止生徒指導課長より説明願います。
いじめ防止生徒指導課長	お手元の資料の4ページをご覧ください。これは、奈良市いじめ防止基本方針の巻末ページであり、ここに、いじめ防止対策推進法に基づく組織を記しております。このうち、「2 教育委員会が作る組織」の②に示すものが奈良市いじめ防止連絡協議会でございます。いじめの防止等に関係する機関や団体間の連携体制を構築することを目的として、いじめ防止対策推進法第14条第1項の規定に基づき設置しているものでございます。構成につきましては、学校代表、奈良市子どもセンター、弁護士、医師、警察、保護者組織の代表、学識経験者、その他教育委員会が適当と認める者から10名以内という構成となっており、委員の任期は2年とし、教育委員会が委嘱・任命をいたします。 お手元の資料の1ページの名簿をご覧ください。名簿の9番目の、学識経験者の枠で候補としている奈良教育大学の粕谷貴志教授につきましては、本連絡協議会が発足をした当初から会長をお務めいただいている方でございまして、引き続き委員の委嘱をしてまいりたいと考えております。その他の候補の方々につきましては、それぞれの団体よりご推薦をいただいた方々としております。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
教 育 長	この件について、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。
柳 澤 委 員	実は昨年もし上げたかと思うんですけども、先ほど説明のあった第3条に関して、率直に申し上げると、名簿の10番の子どもセンター所長さんについてです。最後の4ページの中で、構成員の中に奈良市子ども

	センターと明記されていて、改めて条例を見ると第3条中に、「(2) 奈良県が設置する児童相談所の職員」と書いてあります。ですが、子どもセンター所長は、「(8) その他教育委員会が必要と認める者」とされています。去年も申し上げたと思うので、なるべく早く条例改正されるか、あるいは申し合わせ等、あるいは附則か何かで、例えば、「当分の間、第3条第2号は何々と読み替える」などしていただいた方が、最後のページとの整合性としては良いかと思いました。 手順があるので、なかなか条例改正は難しいかもしれないんですけども、積極的に奈良市子どもセンターを設立した経緯がありますので、何とかかなればと思います。
いじめ防止生徒指導課長	ありがとうございます。ご指摘のとおり、条例が先にあった上でその後子どもセンターができていく過程の中で、条例改正についてもその時点では協議いたしました。ですが、児相の職員に入っていただく可能性もあるため、この時点で条例を変えずとも、教育委員会が必要と認める者として入れていこうということで一旦今の形にしておりますが、今後この形でいくのかどうかは、また改めての機会で検討してまいりたいと考えます。
教 育 長	ありがとうございます。ほかにはございませんか。
梅 田 委 員	いじめ防止対策推進法に基づく組織として位置付けられているいじめ防止連絡協議会ということで、委員の委嘱・任命について異議はございません。このような位置付けがなされているということを、事務局では綿密な連携に繋いでいただいておりますが、学校現場にとっても、このような組織があることによって連携体制が取れて具体的にスムーズに動くことは、初期対応の段階において特に効果があります。今回のような委員の委嘱・任命のタイミングも含めて、できるだけ繰り返ししっかり声をかけて周知を図っていただければとも思いました。どうぞよろしくお願いします。
いじめ防止生徒指導課長	承知しました。
教 育 長	よろしいでしょうか。それでは、ご意見がないようですので、議案第7号「奈良市いじめ防止連絡協議会委員の委嘱又は任命について」、採決いたします。本案を原案どおり可決することに決しまして、ご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
教 育 長	異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案どおり可決すること

いじめ防止生徒指導課長	に決定いたしました。 次に、議案第 8 号「奈良市いじめ対策検討委員会委員の委嘱又は任命について」、引き続きいじめ防止生徒指導課長より説明願います。 お手元の資料の 5 ページをご覧ください。先ほどご覧いただいたものと同様、奈良市いじめ防止基本方針の巻末ページでございますが、「2 教育委員会が作る組織」の③に示すものが、いじめ対策検討委員会でございます。 この組織は、市内で発生した実際のいじめの具体的な事例を取り上げ、その対応や再発防止に向けた協議を行うことにより、本市の学校におけるいじめの防止等のための対策が実効的に実施されることを目的として、いじめ防止対策推進法第 14 条第 3 項の規定に基づき、教育委員会の附属機関として設置をしてございます。 構成は、学識経験者、弁護士、医師、保護者組織の代表、学校代表、その他教育委員会が適当と認める者など、7 名以内で構成すると定めております。委員の任期は 2 年で、教育委員会が委嘱又は任命いたします。 資料 1 ページの委員名簿をご覧ください。奈良女子大学教授の伊藤美奈子氏は、本検討委員会の発足当初から委員長としてお務めいただいている方で、引き続き委嘱してまいりたいと考えております。また、井川一裕弁護士につきましても、平成 25 年より奈良市のいじめ問題の検討委員というお立場でご尽力いただいておりますので、引き続き候補としております。そのほかの候補は、それぞれの団体よりご推薦をいただいた方々となっております。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
教 育 長	この件に関しまして、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。 よろしいでしょうか。それでは、ご意見がないようですので、議案第 8 号「奈良市いじめ対策検討委員会委員の委嘱又は任命について」、採決いたします。本案を原案どおり可決することに決しまして、ご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
教 育 長	異議なしと認めます。よって、議案第 8 号は原案どおり可決することに決定いたしました。 次に、議案第 9 号「令和 6 年度奈良市教育支援委員会委員及び調査員の解嘱又は解任及び委嘱又は任命について」、教育支援・相談課長より説明願います。

奈良市教育支援委員会は、特別な支援を必要とする児童生徒等の適切な教育支援を行うための調査審議を行っており、委員及び調査員を2年間の任期で委嘱又は任命しております。現在の委員及び調査員は、令和5年度と令和6年度の2年間の任期で委嘱又は任命しているものですが、各委員の退職や異動等に伴う補充増員対応として、令和6年度の1年間のみ委嘱又は任命をしようとするものでございます。

資料1ページは、この度解任又は任命する委員でございます。解任につきましては、異動に伴う担当変更によるものが1名となっております。任命につきましては、解任した者の後任となる者でございます。

資料2ページの資料1をご覧ください。池野氏から村井氏に代わることに伴う委員の一覧です。ただいまご説明した新任1名を含めて、計19名でございます。内訳といたしましては、こども園長、保育園長、小学校長、中学校教頭、小学校教頭、通級指導教室担当教員、子どもセンター職員、医師、学識経験者として奈良教育大学教授、通園施設、奈良市手をつなぐ親の会からそれぞれ1名という構成になっております。

続きまして、資料3ページをご覧ください。解嘱又は解任及び委嘱又は任命する調査員でございます。解嘱又は解任につきましては、退職する者が3名、所属の異動で担当の変更に伴う者が4名、所属内での担当の変更が5名の計12名でございます。また、委嘱又は任命につきましては、それぞれの所属で特別支援教育コーディネーター、通級指導教室担当、特別支援学級担任等の、解嘱又は解任する者の後任となる者でございます。

資料4ページ及び5ページ、資料2-1、資料2-2をご覧ください。調査員の一覧でございます。新任を含め、64名です。内訳といたしましては、主に小学校、中学校の通級指導担当教員、また、小学校、中学校の特別支援教育コーディネーター、そして特別支援学級の担任の形で、64名中54名が教員となっております。また、加えて盲学校、肢体不自由養護学校、知的養護学校の教員が4名、母子保健課の臨床心理士が1名、子どもセンターの心理判定員1名、園の特別支援教育コーディネーターが4名という構成になっております。

調査員につきましては、昨年度の56名から64名に増員しております。このことにつきましては、6ページの資料3をご覧ください。奈良市の児童生徒数と、教育支援委員会審査数との比較でございます。令和元年度から令和5年度にかけて審査数は増加しており、調査員は審査を行う上で必要な教育相談や資料作成を担当するため、審査数の増加に対応するために今回増員をするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

それでは、このことにつきましてご意見、ご質問のほどよろしくお願いいたします。

梅 田 委 員	委員として任命しようとしている村井氏について質問です。ほかの方は職名が入っていますが、この方は所属のみとなっています。職名はどのような形でございましょうか。
教育支援・相談課長	村井氏につきましては、子どもセンターの子ども支援課で、公認心理師の資格もお持ちの方であり、実際に相談対応のご経験のある方でございます。
教 育 長	職名については。
教育支援・相談課長	会計年度任用職員の方になられます。
梅 田 委 員	委員及び調査員の解嘱又は解任、委嘱又は任命につきましても、異議はありません。 今回最後のグラフに、就学に関わる審査数ということで挙げていただいておりますけれども、やはりここの審査においては、小学校や中学校への入学というタイミングでの審査の子どもが多いということでしょうか。
教育支援・相談課長	審査につきましては、主に小学校の新就学の子どもと、小学校から中学校に上がる時期の6年生の児童の審査が中心となりますが、小学校や中学校に在籍中の児童生徒でも、状態によってやはり特別支援学級の入級が適切であると判断される場合につきましては、合わせて審議をしております。
梅 田 委 員	ありがとうございます。お話しいただいたことの流れから、小学校の入学段階の子どもの人数が一番多いということかと受け止めましたが、就学指導の場においては、適切な判定が何よりも大切なことです。その判定において、多くの経験をということで調査員の方にできるだけ裾野を広げて当たっていただくことも非常に大切なことだと思いますが、経験値のある方と経験値の少ない方の組合せについてもしっかりと考えていただいた上で、審査の判定が適切な形で行われるよう事務局側での調整もしっかり行っていただければと思います。 小学校入学段階の子どもが審査対象になる件数が非常に多いということを見ると、中学校入学の段階においては、小学校から中学校に向けた情報提供が重要ですし、どのような把握をしておられるのかという部分が非常に大切になってくるかと思います。そこをしっかりと密に持っていついていただければと思っております。 小学校入学を迎える子どもの場合、その時点では学習場面での情報が非常に少ないこともあり、特別支援学級に入学することによって学習環境をしっかり整えていくことが必要だと明らかに判断ができるような子

	どももいる反面、特異な才能を持つ子どもや、グレーゾーンとされる段階の子どもの判断は難しく、どう判定するかという大変さもきっとあって、支援委員会の方の委員の方々に判断をいただくことになるんだろうと思います。 なぜこんなことを申し上げるかというと、学校への入学後に、子ども一人一人にとって適切な学習環境がしっかり位置付けられることが何より大切なことですが、支援学級に在籍する子どもと、通級指導がより適切であろうと判断される子どもがいます。そのような子どもの人数が非常に増えてきている現在、学校として、そのような教室でどのような学習環境を整えるかに繋いでいくことの大変さもあるだろうと思っています。入学後の学校において適切な学習環境を持つための道筋を見つける段階においては、きっとまた事務局側でも、そこを繋いでいただく力をお借りしないといけないことも増えてくるのではないかと思います、入学後の適切な学習環境に繋がられるよう、判定をしっかりと行っていたいただければと思います。よろしくお願いします。
教育支援・相談課長	ただいま梅田委員の方からご指摘いただきました、調査員への対応につきましては、3名体制で行っており、経験豊富な調査員と新しく入っていただいた調査員を組み合わせる形で、適切な形での調査を進めてまいりたいと考えております。 続きまして、小・中学校の情報提供の件につきましても、早い段階から小学校と中学校の連携を積極的に持っていただくという形で、特別支援教育コーディネーター研修や、管理職の先生方への直接の研修もさせていただき、早い段階からの情報提供を進めていただくというところを積極的に周知しております。 また、関連して、小学校への入学後の途中入級についてですが、この必要性につきましても、時間をかけて判断をしていかなければなりません。あとは、保護者のニーズで入級したいというご意向でも、客観的な視点からするとそれが適切ではない場合もございます。やはり継続的・組織的な対応が必要になりますので、そこにつきましても、積極的な情報共有や相談対応を進めていくという形で引き続き進めてまいりたいと考えております。
教 育 長	ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。
川 村 委 員	私も、この議案に関して異議はございません。 実は先日、私がサポートしている小学校で、1、2年生合同の学校探検という企画がございました。1、2時間目を使って、1年生と2年生がペアを組んで、学校の中を、校長室や保健室、図書館など10か所ほど回って、その都度、置いてあるクロスワードパズルをペアで解答していくというもので、基本的には、1年生が考えたことを2年生のお兄さん

やお姉さんがクロスワードに書いていくという内容でした。様々な保護者の方もお手伝いに来てくださっていて、その中でお話を伺ったんですが、「うちの子は2年生だけど、ひらがなを書けないんです」というお母さんがいました。ですが、支援学級の先生がタブレットを持ってその子の後ろについていて、その子が1年生の出した答えをクロスワードパズルに書き込むときには、タブレットを見せ、音声を聞かせながらサポートしてくださるという、リアルな現場を見せていただきました。お母さんともども、「こういうサポートがあることで心強いね」と本当に感動した時間でした。

また、うちの小学校にはステップ教室というのがあるんですけども、これは通級教室のことですかね。その通級教室の先生もお隣で立ってくださっていたんですが、やはり、マンツーマンの授業を1時間ごとにされるので、1週間30名の枠は予約がいっぱいだという事です。保護者にしてみれば、そこで先生方が子どもたちの話を聞いてくれて、その情報を親にも伝え、学校全体で共有してくださるということで、安心感とともに、子どもの笑顔が増えたというお話も聞きました。ただ、1週間に1度なのに30人の枠がいっぱいで予約が取れず、なかなかその時間を取れないという保護者さんも、たくさんいらっしゃいます。

先ほど梅田委員からもお話ありましたが、やはり人材の育成とともに、質と量の確保は今後ともしっかり検討いただいて、小学校、中学校ともにサポートしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

新 井 委 員

今までの話で触発されて気付いたこともあるんですけども、進学した際に前の学校から情報を引き継ぐという情報提供の話のところで、結構常々思うことがあります。進学に限らず進級の時もそうなんですけれども、保護者の立場は、何かしら色々な情報を記入することが求められます。瑣末なところで言うと、通学路を描いて提出するようという通知が毎年来るんですけど、変わっていないのに描かされるんです。こちらの立場としては、前と同じだから、前と同じかどうかという聞き方をしてほしいのに、もう1回地図を描かないといけないというやりとりを毎年やっているというようなことが、結構あります。

だいぶ広い話になりますが、多分、進学する時も、アレルギーの情報などの要支援に関係する情報の記入については、恐らく白紙の紙にから書き直しているような気がします。できれば、そのような情報は小学校から中学校に引き継いでほしいです。理想的には、同じ書式か、書式が違っていた場合はちゃんとそれが変換して入力された状態で、それを保護者に提供して「こんな情報が引き継がれていますが正しいですか」

「何か補足としてさらに付け加えたいものはないですか」と確認した方が、利便性や、伝えたい内容が本当に正しく伝わっているかどうか確認するという意味では非常に良いのかなと思います。

	恐らく、それらの個人情報を取得する際の同意事項等が、取得時点と、例えば小学校から中学校に進学する時点では聞きたい内容が違っていたり、小学校と中学校では組織が違うから取り直さないといけなかったりするというのは分かります。ですが、予定されている進学があつて情報を引き継ぐことが初めから分かっている場合は、小学校の時点からちゃんと同意を取れていれば問題ないはずですし、もう少し総合的なところを考えて、情報の取得について見直してもよいかと思っています。多分、市長部局との連携も含めてだと思いますが、そういったプラットフォームについて今後教育委員会の中で提案されたりすることも、そろそろ実際に考えてもよいのではないのでしょうか。 かなり広い話になりますが、保護者の情報提供の重複をなくすための努力は、できるところからした方がよいと思います。
教 育 長	ありがとうございます。新井委員のご指摘の点につきましては、今、現場でも、紙で記入させるものはできるだけデジタルに変えるなどという方向性で研究しています。また、無駄な情報を取得する必要もありませんので、頻繁に変わるもののないものについても、もっと精度を上げていきたいと思っています。引き続き意見を頂きたいと思っています。 ほかにございませんか。
柳 澤 委 員	小学校と中学校の連携が大事だと梅田委員からもご意見がありました。この委員会は、恐らく個々のケースを審査する場かと思います。中学校区の中に複数の小学校があるという枠組みの中で、例えば、それぞれの特別支援教育のことを実際に協議するという場はあるんですか。A 小学校と B 中学校のところで、中学に入ってからではなく、小学校から中学校への進学に当たっての小学校の繋ぎ方がどうなっているかというのを、質問に近いんですが教えていただけたらと思います。
教育支援・相談課長	ただいまご質問いただきました、小学校と中学校の連携については、小学校の段階から引き続き特別支援学級へ入級をお考えの方もいれば、小学校から中学校に上がる段階で、もう入級しないという選択をされる方もいて、色々な状態像がございます。そのため、まず小学校で保護者の方向性をよく共有していただいた上で、それをベースに保護者から中学校にもご連絡を取っていただきます。入級すればどんな支援が受けられるか、又は、入級しなかった場合に通常学級でどんな支援が受けられるかということについて実際に中学校ともお話をしていただき、それをもとに支援委員会での審議に向けての資料を作成していくという形をとっております。このとおり時間もかかりますので、6年生に上がった段階でできるだけその情報共有を進めていただくよう、各学校にもお願いをしているところです。

教 育 長	ほか、よろしいでしょうか。
川 村 委 員	私も質問させていただきたいのですが、実は先ほどの申し上げた学校探検の時に、保護者の方が、不安感についておっしゃっていました。通級指導受けている子どもは、支援学級の在籍はないということですよね。ですから、支援学級に在籍されていない子どもが通級指導の対象になるということだと思うのですが、やはりそこに差異が生まれてしまうということで、何人かの保護者の方は、それだったら通級指導の方が良かったとおっしゃっていました。これは、学校ごとに関わってくださる先生方の努力の結果だとは思いますが、支援学級の方が良いとか、通級指導教室の方が良いとかいうような意見を初めて聞いたものですから、その温度差があまり広まらないようにご配慮いただけたらと思います。どんな点でそのように考えられているのかということも、できれば確認いただきたいと思います。お願いいたします。
教育支援・相談課長	特別支援学級と通級指導教室の差異についてでございますが、まず、特別支援学級につきましては、基本的には週の半分程度を目安に、通常学級から取出しの形で支援を必要とするところが基本的な目安になっております。通級指導教室につきましては、例えば言葉の部分であったり発音の部分であったり、ある何か特定の一つの部分についての支援を行っていくという側面がございますので、基本的には通常学級に在籍をしているという形になります。そのため、特別支援学級と通級指導教室につきましては、その子どもが一体どんなところに課題を持っているかによって学びを考えていくということになりますので、やはり学校の先生、そして保護者の方々、そして時には私どもともご相談させていただき、状態像が何であるかなど、根拠資料等をもとにお話をさせていただくという形です。さらなる支援を求められる場合もありますが、やはり継続的・組織的な相談を積み重ね、支援の方向性を決めていくことが重要であると考えております。
教 育 長	ありがとうございます。よろしいでしょうか。 それでは、ご意見がないようですので、議案第9号「令和6年度奈良市教育支援委員会委員及び調査員の解嘱又は解任及び委嘱又は任命について」、採決いたします。本案を原案どおり可決することに決しまして、ご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
教 育 長	異議なしと認めます。よって、議案第9号は原案どおり可決することに決定いたしました。 次に、議案第10号「奈良市立図書館協議会委員の委嘱又は任命について」

て」、中央図書館長より説明願います。

中央図書館長

奈良市立図書館協議会は、市立図書館の運営について館長の諮問に応じるとともに、図書館が行う図書館奉仕、いわゆる図書館のサービスについて意見を述べる機関という位置付けになります。任期は2年でございます。

資料1ページ目をご覧ください。今回の委嘱又は任命におきましては、新任委員が4名おられるという内訳になります。

それでは、新任委員としてお願いしたい方々をご紹介します。学校教育関係のお立場から、青和小学校校長、五十嵐和弘様。社会教育関係のお立場から、奈良市生涯学習財団法人・総務課長、中川里美様。家庭教育の向上に資する活動を行っていただいている方の立場から、二名中学校区地域教育協議会地域コーディネーターの、小嶋智美様。学識経験者としての立場から、帝塚山大学教授、徳永加代様にそれぞれご就任いただきたいと存じます。

任命のお二人、青和小学校長の五十嵐様と、生涯学習財団の中川様につきましては、年度替わりに伴い交代された方々でございます。

次に、委嘱のお二人、小嶋様と徳永様でございますが、小嶋様におかれましては、二名中学校区地域教育協議会でコーディネーターとして活躍されており、学校図書館のボランティア活動にも大変熱心に取り組んでいただいております。そうした家庭教育や学校図書館、それぞれの事情をご存知であるというお立場からご意見を伺いたいと存じます。

徳永様におかれましては、帝塚山大学教育学部教授として、国語科教育法、学校図書館教育を指導されています。現在、奈良市子ども読書活動推進計画の改訂検討会でも助言いただいております、また、図書館で開催するおはなし会に学生を伴ってご参加いただいております。

つきましては、以上の方々4名、再任の方々4名を含めた8名につきまして、図書館協議会委員への委嘱又は任命をお願いしたいと存じます。ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

教 育 長

それではこの件につきまして、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

川 村 委 員

この議案に関して異議はございませんので、よろしくお願いいたします。

私も何年か前に、こちらの委員を務めさせていただきました。中央図書館、西部図書館、北部図書館の3つの公共図書館が、1年間を通してどんな活動をされているのか、また、どれだけの貸出し数があるのか、そして、これからこんなビジョンを持って活動していきたいんだということを勉強させていただいた、貴重な時間でした。私が委員をさせていただいた時には、フルに10名いらっしゃったんですが、今回は8名とい

うことで、人数も減ってしまいました。どうしてだろうと思いながら資料を拝見しております。

学校長も、意見をいただく場でもありますので、学校図書館についても様々なご意見を伺いましたし、各校区で図書ボランティアをされている方の意見や、地域の公民館で読み聞かせをしてくださっている方のご意見なども伺って触発された思いもあります。ただ、こういった協議会について、どんな内容をどんな形で取りまとめたかということのを、私個人が議事録をホームページから探して見ないといけないのかというところは、少し疑問があります。できれば、こんな話がありましたということは、報告をいただきたいと思いました。

また、学校図書館に関しては、先日、学校教育課から奈良市子ども読書活動推進計画の今年度の関わり方等もご説明いただいて、これから学校図書館をもっと活発化していくんだということも伺っております。学校図書館の所管がどこになるのかということについて、私は正直なところ、それを中央図書館の今いる皆さんで補うこと自体無理があると思っております。少し調べましたが、ほかの市町村等では、中央図書館の中に学校図書館担当グループを設けて学校図書館をサポートしていく中で、各校のボランティアの育成をしていき、日々の学校図書館の開館であったり蔵書整理であったりという、司書1人では賅えないことを、育成したボランティアの方がサポートしていくという例もあるようです。これからは、奈良市でも進めていただけたらと思っております。

また、昨年と今年の2年間かけて学校図書館のパソコンも新しくしていただき、司書の方には、蔵書の点検や管理等しっかり活動していただいています。コロナ禍前の3年前とは違って、司書が来校する頻度も減っているということもあります。奈良市がこれから学校図書館をどういうふうに作っていくかということは、やはり中央図書館だけではなく教育委員会全体で考えていただき、しっかりした部署づくり、サポート体制を整えていただけたらと思います。

中央図書館長 ありがとうございます。当協議会の議事録につきましては、今後きちんとご報告するようにいたします。

また、学校図書館のサポートにつきましては、今言っていたとおり、なかなか図書館だけでは決め切れないところもございますので、また教育委員会全体で検討させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

教 育 長 ありがとうございます。ほかにはございませんか。

柳 澤 委 員 市立図書館ということで、その運営に関わる館長さんが当然いらっしゃるんですけども、それ以外に運営に関わる、例えば運営委員会や運営協議会というものはなくて、図書館のあり方等を検討するのはこの協

議会のみなんでしょうか。

中央図書館長 おっしゃるとおりです。

柳澤委員 評価の話は別ですが、いわゆる行政評価等があって、公立図書館のミッションをどう定義してここまで持っていこうという計画を立てるとい
うときにそれをアドバイスするような、運営するサポート体制はなく
て、職制があるので一概に言えないですが、専門職の方を含めて職員が
考える形になっているわけですか。

率直に申し上げますと、市や町によっては、館長が諮問する内容以上に
積極的に意見を取り込んでいく形の運営があり、完全に民営にアウトソ
ーシングしてしまうというケースもあります。どんなものが適切かは、
当該市が考えたらいいですが、利活用の仕方を含めて、サポート体制が
時代とマッチしていない規則なのではないのかと思います。

今、川村委員がご指摘になったように、学校図書館の機能をどう位置
づけるかについても、ここには学校教育の関係者が入っていますので、
協議会は、諮問を待たずとも積極的に提案することも可能になるような
運営協議会であってほしいという希望もあります。もちろん、これまで
これでやってきて何ら不思議なところはないのでしょうし、従前どおり
にやってきたというのも悪いことはなかったものでそれは構いません。
ですが、今後電子書籍等が入ってくることや、学校との間もあえて言えば
オンラインで繋がる可能性もあった際、本館職員の方々が学校に
どのようにアプローチするのか。職務上、そんなことはテリトリーでは
ないということもあるかもしれませんが、しかし業務の見直しが必要な
今、公立図書館の役割も、これまで法律で定められた中でやってきた以
上のことを期待されているのではないかと思います。すぐに結論を出し
てほしいわけではないので、課題意識として持っていただけたらありが
たいという趣旨です。

中央図書館長 ご意見ありがとうございます。今後のあり方も含め、また少しずつ検
討していきます。

教 育 長 柳澤委員のご指摘の点については、公立図書館に求められるものが変
わってきているということです。課題意識を持って、検討を進めたいと
思います。

ありがとうございます。よろしいでしょうか。それではご意見がない
ようですので、議案第10号「奈良市立図書館協議会委員の委嘱又は任命
について」採決をいたします。

本案を原案どおり可決することに決しまして、ご異議ございませんで
しょうか。

各 委 員	異議なし。
教 育 長	異議なしと認めます。よって、議案第 10 号は原案どおり可決することに決定いたしました。 これで、非公開を除く本日の全ての案件が終了しました。

非公開案件	この審議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項及び奈良市教育委員会会議規則第5条の2の規定により非公開とする。
保健給食課長	教育長報告（１）「令和6年度6月補正予算要求額について」、保健給食課長より概要説明。 本件については、了承した。
一条高等学校事務長	教育長報告（２）「財産の取得について」、一条高等学校事務長より概要説明。 本件については、了承した。
いじめ防止生徒指導課長	その他報告事項（１）「奈良市立小学校におけるいじめ事象について」、いじめ防止生徒指導課長より概要説明。 本件については、報告を受けた。
学校教育課長	議案第5号「令和7年度使用奈良市立高等学校教科用図書選定委員会委員及び研究員の委嘱又は任命について」、学校教育課長より概要説明。
各 委 員	<異議なし> 本案については、原案どおり可決した。
学校教育課長	議案第6号「令和7～10年度使用奈良市立中学校教科用図書選定委員会委員及び研究員の委嘱又は任命について」、学校教育課長より概要説明。
各 委 員	<異議なし> 本案については、原案どおり可決した。
教 育 長	これで本日の全ての案件は終了いたしました。 そのほかに、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。 それではこれをもって本日の委員会を閉会といたします。 長時間ありがとうございました。